

掛川市告示第4号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

掛川市長 松井三郎

第4条を次のように改める。

（実施方法）

第4条 事業は、市長が委託契約を締結したもの（以下「受託者」という。）が実施する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第7条」を「第6条」に、「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第12条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第12条」を「第11条」に改め、同表を別表とする。

様式第1号中「第6条」を「第5条」に改める。

様式第2号中「第7条」を「第6条」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第9条」を「第8条」に改める。

様式第5号中「第14条」を「第13条」に改める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市日中一時支援事業実施要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。